

## 給食業務等部外委託契約に係る競争入札実施要項

## 1 趣 旨

本要項は、陸上自衛隊福岡駐屯地における給食業務等部外委託（以下「本委託業務という。」）に係る競争入札に必要な手続き等について定め、競争入札の透明性及び公正性を確保するとともに、契約の適正な履行に資することを目的として定めるものである。

## 2 本委託業務の内容

## (1) 本委託業務の概要

陸上自衛隊福岡駐屯地（以下「官側」という。）食堂の施設、器材等を使用して、官側が作成した献立<sup>(注1)</sup>、準備した食材・調味料等及び指示した要領に基づき調理し、指定された食事時間内に配食する業務並びにこれらに付随する食材・調味料等の運搬、調理器具等の手入れ・格納、厨房の清掃等の業務を委託するものである。

福岡駐屯地食堂における標準的な食数<sup>(注2)</sup>及び配食レーンは下表のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、食事時間を変更する場合があります<sup>(注3)</sup>、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

区 分		平 日	休日（土・日・祝日）
朝食	食数	4 6 4 食	3 2 6 食
	食事時間	0 6 1 5 ～ 0 7 0 0	0 6 1 5 ～ 0 7 0 0
	隊員食堂	2 コ 配食レーン	
	幹部食堂	1 コ 配食レーン	
昼食	食数	5 3 6 食	2 1 1 食
	食事時間	1 1 3 0 ～ 1 3 0 0	1 2 0 0 ～ 1 3 0 0
	隊員食堂	2 コ 配食レーン	1 コ 配食レーン
	幹部食堂	1 コ 配食レーン	
夕食	食数	4 5 4 食	2 0 7 食
	食事時間	1 7 0 0 ～ 1 8 3 0	1 7 3 0 ～ 1 8 3 0
	隊員食堂	1 コ 配食レーン	1 コ 配食レーン
	幹部食堂	1 コ 配食レーン	

<sup>(注1)</sup> 毎月の献立及び献立作成の基礎とした各食数は翌月分を前月 23 日までに作成し、官側から受託者に通知する。ただし、4 月分は引き継ぎ期間に通知する。（例：5 月分献立は 4 月 23 日までに通知する。）

<sup>(注2)</sup> 日々の確定食数及び献立材料表は、通常 3～7 日前に通知する。

(注<sup>3</sup>)仕様書別紙「令和7年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」参照なお、食数に著しい変動がある場合は契約内容の変更について協議する。

(2) 本委託業務に必要な態勢

ア 実施態勢

受託者は、官側が示す献立、予定喫食者数、配食レーン数等に応じ、仕様書の「福岡駐屯地食堂における配食人員の配置」等を基準として本委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を官側と協議の上、自らの判断で決定し、示された時期までに調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側に同意を得るものとする。

この際、調理工程表又は作業従事者勤務割振表に同意が得られなかった場合、官側は改善を勧告する。また、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

(ア) 現場責任者の配置

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ現場責任者と同様の要件を具備する代理の者を選任し、現場責任者に代わって権限を執行できる態勢をとらなければならない。

なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

(イ) 現場責任者の要件

- a 本委託業務に必要な知識、技術を有すること。
- b 作業全般を統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できること。
- c 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれること。
- d A～Cに示す能力、知識、権限等を有する者の判断基準は、受託者の正規社員であり、同一メニューを1回300食以上提供する集団給食業務経験を1年以上有し、かつ調理師免許を保有する者とする。受託者は、その証明を仕様書に示す時期までに提出するものとする。
- e 現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

(ウ) 作業従事者の要件

- a 調理作業においては、常時1名以上の調理師が勤務するようにシフト管理する。
- b 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

## イ 食品衛生管理

安全な給食を安定供給するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法令等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。

- (ア) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
  - (イ) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
  - (ウ) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
  - (エ) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成9年3月24日付け衛食第85号別添）
  - (オ) 福岡県が定める食品衛生に関する条例
  - (カ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (3) 確保されるべき業務の質
- ア 指定された食事開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、食事終了時間まで喫食者へ配食すること。
  - イ 衛生的な食事を提供すること。
  - ウ 隊員の満足度向上を図ること。
- (4) 作業従事者の福岡駐屯地における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

## 3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の防衛相競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で九州・沖縄地域のA、B、C、D等級に格付けされている者であること。  
ただし、D等級に格付けされた者は、同一献立を一度に300食以上提供する集団給食業務を1年間以上請け負った実績を証明できる者とし、契約担当官が認める者
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第1147号(27.12.2)「装備品等及び役務の調達に係る指

名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (9) 陸上自衛隊福岡駐屯地における給食業務部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることを証明できる者であること。
- (10) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- (11) 次項第3号アに示す入札関係書類について、合格であった者

## 5 入札及び契約締結に係る業務予定

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和7年度予算が成立することを条件とする。

- (1) 仕様書の配布  
令和7年1月10日（金）以降、陸上自衛隊福岡駐屯地第366会計隊事務室及び陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページにおいて配布する。
- (2) 入札説明会  
実施しない。ただし、現場確認を希望する者は令和7年1月14日から令和7年1月31日までの間で実施するので、希望日の2日前までに会計隊契約班の担当者に連絡することとし、個別に対応する。
- (3) 入札関係書類提出
  - ア 提出書類
    - (ア) 資格審査結果通知書  
令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し
    - (イ) 令和6年度分社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）の納入証明書  
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会保険料又は労働保険料の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出するものとする。
    - (ウ) 業務提案書  
仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に

掲げる事項を具体的に記載すること。

a 実施態勢

- (a) 勤務予定表案、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等
    - aa 勤務予定表案（調理及び配食作業に必要と見積もった人員数を基に、任意の1か月分を作成すること。氏名の記載は不要）
    - ab 作業従事者及び現場責任者の採用及び運用計画並びに予定人員数を確保できなかった場合の処置対策
    - ac 受託者が準備する消耗品及び使用見積（衛生消耗品含む）
  - (b) 調理及び配食時における作業従事者等の配置
    - aa 炊飯、下処理、揚げ等、加熱調理作業及び非加熱作業ごとの調理工程表及び作業人員見積
    - ab 仕様書に示す「配食人員の配置（基準）」及び「食器洗浄人員の配置（基準）」に準拠し、図示等により、理解容易なように説明
  - (c) 管理態勢及び連絡態勢
    - aa 受託者、現場責任者及び作業従事者の呼集網図並びに機能組織図（氏名及び連絡先の記載は不要）
    - ab 欠員が生じた際の処置要領（フロー、マニュアル等）
    - ac 安全管理計画
  - (d) 従業員の教育研修態勢
    - aa 社内教育の実施計画
    - ab 新規採用者の教育態勢
- b 食品衛生管理
- (a) 衛生管理態勢
    - aa 作業従事者等の健康管理の取り組み
    - ab 細菌検査の検査実施項目及び実施時期（ノロウイルスを実施する場合はその旨を記載）
    - ac 新型コロナウイルス、ノロウイルス等感染症罹患（疑いを含む。）発生時の対応要領
  - (b) 衛生事故への対応
    - 報告態勢、社内マニュアル等
- c 入札年月日の前々年度以降における、陸上自衛隊との同種契約の履行状況
- (a) 不履行内容（減額されたものも含む。）
    - aa 駐屯地名及び時期
    - ab 業務不履行の内容及び発生原因

(b) 不履行内容の改善状況及び再発防止施策

aa 改善に当たり取り組んだ事項

ab 当該駐屯地で業務を履行するに当たり実施する再発防止策

イ 提出期限

令和7年1月31日（金）

ウ 提出方法

陸上自衛隊福岡駐屯地（第366会計隊）に持参又は郵送すること。

(4) 入札関係書類の審査

前号アに掲げる提出書類を審査し、1項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、審査に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めることがある。

(5) 入札参加資格に係る審査結果の通知

令和7年2月7日（金）までに書面により通知する。

(6) 審査結果に対する疑義の申し立て

審査結果に疑義のあるときは、疑義の内容について、通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に書面をもって申し立てることができる。当該申し立てに対しては、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。ただし、当該回答に対する疑義申し立ては受付ない。

(7) 入札・開札

ア 時期

令和7年2月13日（木）13時30分

イ 場所

陸上自衛隊福岡駐屯地 隊員食堂

ウ 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づき消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

エ 郵便による入札の場合は令和7年2月12日（水）17時00分

必着とし、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。

(8) 落札者の決定

第4項に規定する入札参加資格をすべて満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査の上決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

本入札に係る落札は、本委託業務に係る令和7年度予算が成立するこ

とを条件とする。

(9) 業務の引継ぎ

落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申し出ることができる。

(10) 契約書の作成（契約締結）

ア 全 般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

イ 落札者の提出

(ア) 提出期限

落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(イ) 提出方法

陸上自衛隊福岡駐屯地（第366会計隊）に持参又は郵送すること。

ウ 契約書の作成（契約締結）時期

令和7年4月1日

エ 様 式

陸上自衛隊標準契約書

オ 基本契約条項

(ア) 給食業務部外委託契約条項

(イ) 食器洗浄等作業部外委託契約条項

カ 付帯する特約条項

(ア) 部分払に関する特約条項

(イ) 談合等の不正行為に関する特約条項

(ウ) 暴力団排除に関する特約条項

キ 添付する書類

仕様書

## 6 委託費の支払い方法

(1) 委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適正に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

(2) 官側は、仕様書に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。ただし、次項第2号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、第3号に規定す

る「違約金」に該当する場合は月々の委託費から相殺できるものとする。

## 7 委託費の減額等

### (1) 本委託業務に係る改善指示

官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない、又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、受託者に対して速やかに文書により勧告する。

受託者は、官側から当該勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

なお、文書による勧告をした場合においては、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領について（通達）陸幕会第1147号（27.12.2）」第4項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行なうものとする。

### (2) 委託費の減額

受託者の責めに帰すべき事由により次頁の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

#### ア 給食業務

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行 (次に掲げる場合を除き、食中毒の発生、菌検 索結果の未提出により履行しない場合を含 む。)	不履行部分の期間割合×契 約金額
食事提供の遅延 (遅延することが明白で、現場責任者の同意を 得て官側が支援した場合を含む。)	0.5%×1か月分の委託料
人員不足による支援要請等 ・ 官側支援 (遅延することが明白で、現場責任者の同意を 得て官側が支援した場合) ・ 献立変更（加工食材等への変更） ・ 調理要領の変更 ・ 切裁要領の変更 ・ 事前盛付による非適温食の提供	0.5%×1か月分の委託料

減額の対象となる事案	減額の算定方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>盛付要領の変更 (複数食材の同一食器への盛付等)</li> </ul>	0.5%×1か月分の委託料
調理する食数誤り (喫食者への配食ができなかった場合に限る。)	0.5%×1か月分の委託料

※ 割合は契約担当官等が設定する。

イ 食器洗淨及び清掃作業

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行(ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生、菌検索結果の未提出により履行しなかった場合を含む。)	不履行部分の期間割合×契約金額
人員不足による官側支援	0.5%×1か月分の委託費
仕様書に示す作業上の不備 <ul style="list-style-type: none"> <li>官側指定の要領に基づかない食器、食缶等の洗淨(洗い出し等) (洗淨の時間内未完了も含む。)</li> <li>官側指定の要領に基づかない食堂、厨房等の清掃</li> </ul>	0.5%×1か月分の委託費

※ 割合は契約担当官等が設定する。

## (3) 違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金とし、官側が指定する方法により支払わなければならない。

## ア 給食業務

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒の発生、菌検索結果の未提出により履行しなかった場合を除く。）	不履行部分の期間割合×契約金額×10%～20%
現場責任者の不在	
食中毒の発生、菌検索結果の未提出による業務停止（食事への異物混入を含む。）	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があったにもかかわらず改善計画を提出しない、又は改善計画が遵守されない場合	3%～10%×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

※ 割合は契約担当官等が設定する。

## イ 食器洗浄及び清掃作業

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒の発生、菌検索結果の未提出により履行しなかった場合を除く。）	不履行部分の期間割合×契約金額×10%～20%
現場責任者の不在	
食中毒の発生、菌検索結果の未提出による業務停止	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があったにもかかわらず改善計画を提出しない、又は改善計画が遵守されない場合	3%～10%×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

※ 割合は契約担当官等が設定する。

## (4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

ア 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損

害を官側に与えた場合、前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

イ アの「損害額」は、受託者の責めに帰すべき事由により食材を廃棄することとなった場合の、当該食材及び食材廃棄にかかった費用を含むものとする。

#### 8 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内3月31日までに完了するよう協力しなければならない。

#### 9 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。